

## 「憲法と地方自治研究会」の今後の進め方について

- 「憲法と地方自治研究会」では、これまで、「地方自治の基本原則」及び「地域代表制を中心に合区問題」を先行して議論し、このたび、中間報告をとりまとめた。
- 引き続き、憲法課題について研究会を開催するとともに、検討結果に基づいた憲法の具体的な条文を作成するため、ワーキンググループを設置し検討していく。
- 最終報告書については、研究会の検討結果に基づき具体的な条文案を含めて、11月の全国知事会を目途に取りまとめる。